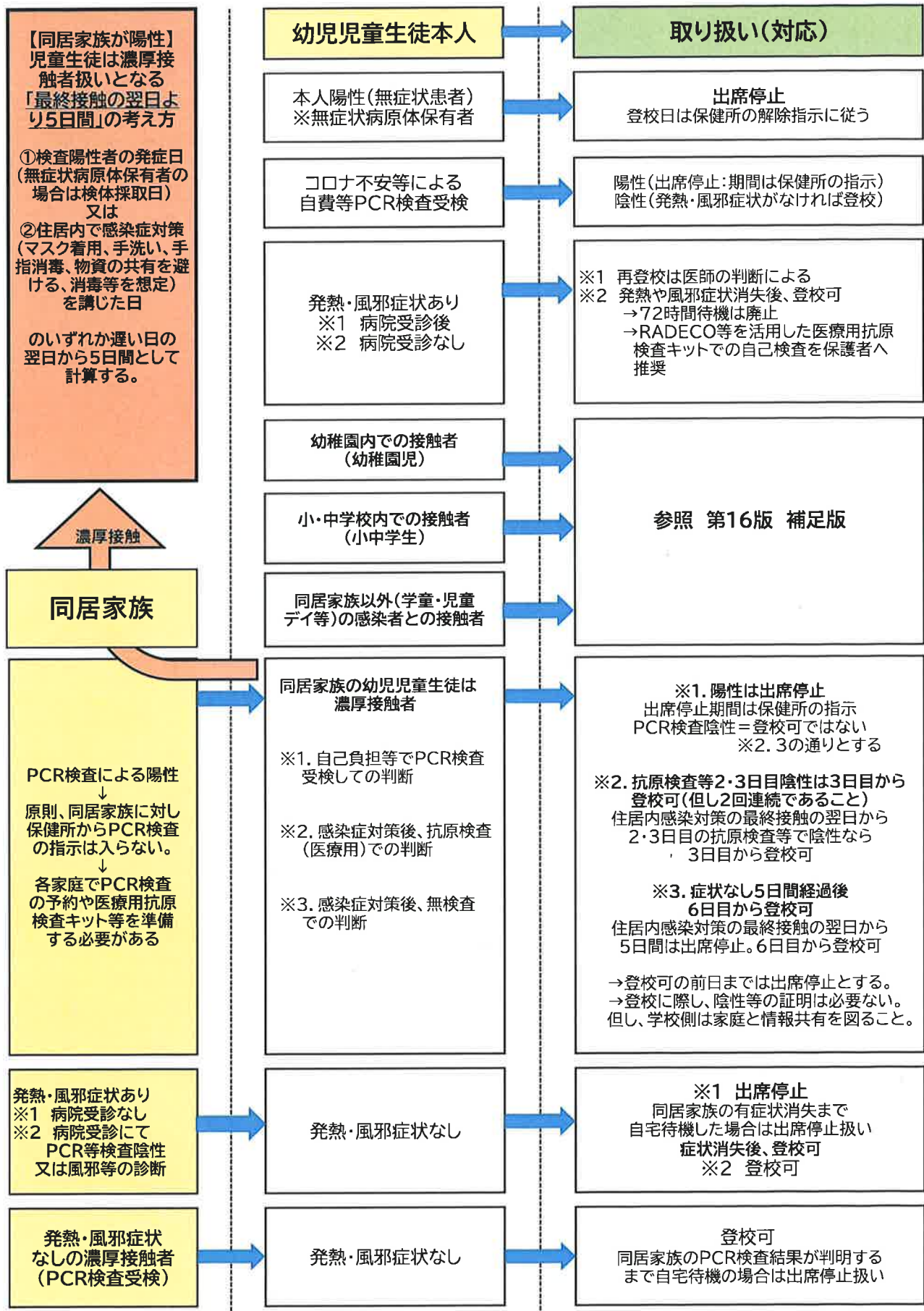


新型コロナウイルス感染症関連で欠席した場合の取り扱いについて

令和4年11月10日 西原町教育委員会(第16版) 町のレベル2

新型コロナ感染症関連で学校を欠席した場合の取り扱いを以下のとおりとします。ご家庭において判断が困難な場合は、各学校にご相談ください。



◎子どものマスクの着用について（厚生労働省、文部科学省資料より抜粋）

就学児について

（小学校から高校段階）



マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動

鬼ごっこなど密にならない外遊び

＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう。

【気を付けるポイント】

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※ 2歳以上の就学前の子どもは、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

◎具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・家庭科等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）

【レベル2地域の対応について】

（★）を付した活動については「特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討すること」と「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2022.4.1 Ver.8）」にはあります。これまで通り、換気や手洗い、マスク等の基本的な感染症対策を行った上で、実施してください。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りは控えること。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。

西原町立幼小中学校（幼稚園対象の「保育PCR検査」は推奨に変更されました）

同居家族以外（同一学級・学年、部活、塾、学童、スポーツクラブ、学校外友人との接触等）の感染者と接触した者の対応について

